

## 九十九里町文化団体連絡協議会規約

第1条 本会は、九十九里町における文化関係団体が、相互に連絡協調をはかり、町民文化の振興発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

イ、加盟団体で共催できる研究会、講座、講演会、音楽会、文化祭などの開催。

ロ、機関紙の発行。

ハ、その他本会の目的達成のための必要な事業。

(名称及び事務所)

第3条 本会は、九十九里町文化団体連絡協議会と称する。

第4条 本会の事務所は、九十九里町立中央公民館におく。

(組 織)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する町内に結成された文化活動に関する団体、又はグループ（以下「団体」という。）をもって組織する。

2 本会に次の専門部をおく。

広 報 部

事 業 部

3 各部に互選により部長1名、副部長2名をおく。

(加盟及び脱退)

第6条 本会への加盟については総会にはかるものとする。

第7条 本会の加盟団体が第5条の規定に則さなくなったとき、又は本会の加盟団体として適さなくなったときは、総会にはかり脱退させることができる。

(役 員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
監事	2名
会計	2名
事務局長	1名

2 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 各役員は総会で選出する。

2 会長は、本会を代表して会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、役員会（役員会は第8条の役員及び第5条第3項の部長、副部長をもって構成するものとする。以下同じ。）及び総会とする。

2 役員会及び総会は、会長が招集し、議決事項を審議する。

(会 費)

第11条 会費は、1団体3,000円とする。

(会 計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、昭和59年8月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年7月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月29日から施行する。